



# しゅぶと川



白井川地区コミュニティセンター 開所式 ～ 3月30日

contents **主 な 内 容**

## 令和2年第1回定例会

- ②～③ 令和2年度各会計予算
- ④ 補正予算、条例の改正など
- ⑦～⑪ 一般質問(3人の議員が質問)
- ⑪ 緊急質問

## 委員会報告

- ⑥ 予算審査特別委員会質疑応答など

## 令和2年臨時会

- ⑤～⑥ 第1回、第2回

第**210**号

令和2年6月11日発行

ブナ北限の里  
KURUMATSUNAI

# 令和2年度予算(一般会計) 40億7,645万円スタート

◆前年度比 357万円の増◆



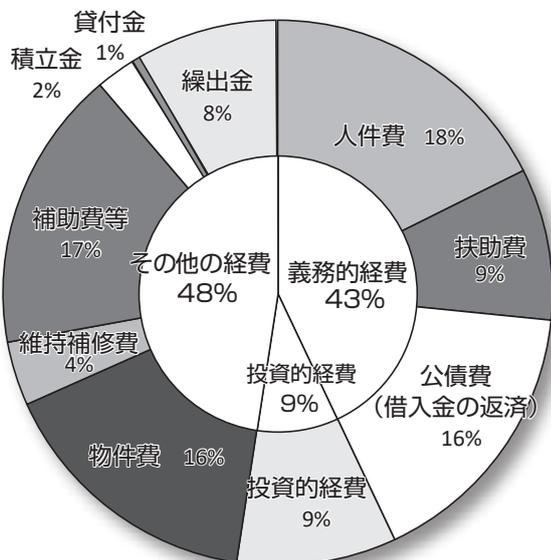
黒松内の未来につなげる予算に（建て替えが進む白井川団地）

3月9日に開会した令和2年第1回定例会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初予定していた会期を短縮して開催した。初日に全議案について町長から提案説明があり、2日目に3人が一般質問を行った。予算審査特別委員会を経て、最終日に、令和2年度一般会計予算、特別会計予算など26議案を可決し、また、1人が緊急質問を行い、意見書2件を採択して閉会した。

## 一般会計・特別会計予算

一般会計予算 40億7,645万円

(単位：千円)



会計名	R2予算	R元予算	増減(率)
一般会計	4,076,449	4,072,877	3,572 (0.1%)
簡易水道特別会計	91,487	93,672	△2,185 (△2.3%)
公共下水道事業特別会計	251,567	233,750	17,817 (7.6%)
国民健康保険事業特別会計	203,614	168,370	35,244 (20.9%)
老人保健施設事業特別会計	56,194	54,503	1,691 (3.1%)
後期高齢者医療特別会計	48,493	48,312	181 (0.4%)
国民健康保険診療事業特別会計	231,912	1,314,014	△1,082,102 (△82.4%)

# 歳入

## 町税

新幹線工事関係事務所等の整備による家屋の増と町内企業等の設備投資による償却資産の増により固定資産税の増額を見込んでいたため、町税全体では139万9,000円の増額となった。

## 地方交付税

個別算定経費における交付税算入額に大きな増減はないが、公債費の増地域社会再生事業費の創設による増が見込まれる

# 歳出

## 繰入金

ため、普通交付税は1億500万円の増額となった。

基金繰入金については、財政調整基金、ふるさと振興基金、減債基金、ブナ北限の里づくり基金等から繰り入れ、546万7,000円の減額となった。

## 町債（借入金）

白井川地区コミュニティセンター整備事業、中寺川改修事業が完了したことにより、6,575万5,000円の減額となった。

## スクールバス購入事業

統廃合校区等における児童・生徒の通学手段であるスクールバス3台のうち、平成10年度に購入した1台が老朽化したことから更新する。

## 堆肥センター発酵棟改修事業

建設から17年が経過しており、老朽化によって例年降雪や強風により損壊するため、抜本的な改修のための実施設計を行う。

## 土地改良管理事業

作開地区営農用水について、導水管の老朽化による漏水等が発生した際に配水池への水量が不足するため、緊急時に水を給水するため、仮設導水管布設工事を実施する。

## 白井川団地整備事業

昨年度から建て替えて着手した白井川団地について、新年度は2号棟（1棟4戸）の建設及び外構を整備する。

## 診療所整備事業

診療所の近接地に木造

## 2階建ての医師住宅を整備する。

## 小型動力ポンプ付き水槽車購入事業

平成元年に導入した大型水槽車の老朽化のため、新たに小型動力ポンプ付き水槽車II型1台を更新する。

## 特別会計

総額 8億8,327万円

- 簡易水道は、簡易水道市街地区配水管布設替工事負担金の減により2.3%の減額となった。
- 公共下水道事業は、終末処理場改築工事請負金の増により7.6%の増額となった。
- 国民健康保険事業は、へき地診療所運営費補助繰出金の増により20.9%の増額となった。

- 老人保健施設事業は、老人保健施設修繕事業の工事請負金の増により3.1%の増額となった。
- 後期高齢者医療は、後

## 意見書

2件の意見書を採択

件名	発議者	結果	提出先
大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化への更なる対策を求める意見書	岩澤史朗	原案可決 (全員賛成)	国会 / 内閣
国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書	岩澤史朗	原案可決 (全員賛成)	国会 / 内閣

□義務的経費…人件費・扶助費・公債費（借入金の返済）をいい、一般に歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど財政構造は、弾力的で健全な財政である。

□投資的経費…道路、橋、公園、町営住宅等の建設など行政水準の向上に直接寄与し、支出の効果がストックとして将来に残るものをいう。

□繰出金…一般会計以外の会計へ繰り出すものをいう。

# 承認

## 専決処分

### 一般会計

▽トフ・ヴェール浄化槽設備の老朽化による故障及び排水管の腐食による破損に係る修繕費用として、198万円を増額した。

## 補正予算

### 一般会計

▽ふるさと納税の寄附金の増額に伴う返礼品相当額や送料、第三セクターへの燃料費補助等を増額し、事業費の確定等に伴う減額と合わせ、2億5,132万円を増額。

(主員賛成で原案可決)

簡易水道特別会計

▽水道維持費の見積もり合わせ結果等により、95万6,000円を減額。

(主員賛成で原案可決)

国民健康保険事業特別会計

▽へき地診療所運営費補助繰出金及び直営診療施設整備費補助繰出金等の増により1億1,859万円を増額。

(主員賛成で原案可決)

後期高齢者医療特別会計

▽実績による後期高齢者医療広域連合負担金の減等により15万9,000円を減額。

(主員賛成で原案可決)

国民健康保険診療所事業特別会計

▽診療所基金から1億5,449万7,000円を財政調整基金へ積み戻すほか、実績による減額を合わせ、1億4,635万1,000円を増額。

(主員賛成で原案可決)

## 制定された条例

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

▽公務員制度の見直しにより、会計年度任用職員の身分の取扱い、非

常勤職員の報酬に関する事項について必要な改正を行うため、職員の分限に関する条例等9つの条例を改正した。

(主員賛成で原案可決)

にぎわいづくり条例の制定

▽令和2年3月31日で効力を失う商店街にぎわいづくり条例に代わり、町内での魅力ある店づくり及び商品づくりを支援し、町全体のにぎわいを創出するため、新たに町にぎわいづくり条例を制定した。

(主員賛成で原案可決)

## 改正された条例

ささやか暮らしの支援条例の期限延長

▽令和2年3月31日までの効力期限となっていた町ささやか暮らしの支援条例の一部を改正し、支援内容の見直し及び条例の期限を3年間延長した。

(賛成6・反対2で原案可決)

医療費助成に関する改正

▽本町の高齢者を取り巻

く新たな課題に取り組んでいかなければならないことから、段階的に老人医療費制度を廃止するため、町医療費助成に関する条例の一部を改正した。

(賛成6・反対2で原案可決)

監査委員条例に関する改正

▽関連法の一部改正に伴い、引用条項の修正が必要ことから町監査委員条例の一部を改正した。

(主員賛成で原案可決)

宿泊料等に関する改正

▽指定管理者制度を導入している歌才自然の家、の宿泊料金について、更なる施設利用の促進と健全経営を図るため、宿泊料等の上限のみを条例に規定し、実際の宿泊料の設定は指定管理者の裁量で設定できるように、町自然体験学習宿泊施設歌才自然の家条例の一部を改正した。

(主員賛成で原案可決)

## 指定

指定管理者の指定

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、歌才自然の家など6施設について引き続き指定管理者を指定した。

(主員賛成で原案可決)

## 人事案件

固定資産評価審査委員会委員

▽三浦幸雄氏(字旭野・68歳)を選任した。

(同意議決)

## 報告

例月出納検査の結果報告

▽令和元年11月分〜令和2年1月分の出納検査の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

## 行政報告

町行政報告

▽寄附採納について

12月24日に目名地区在住の小林栄幸様から、まちづくり資金の一部に充てていただきたいと50万円の寄附をいただいた。ふるさと振興基金に積み立て、適正に管理運用していく。

▽交通死亡事故ゼロの日2,500日達成について

平成25年4月26日以来、本町での交通死亡事故は発生しておらず、令和2年2月29日をもって交通死亡事故ゼロの日2,500日を達成した。今後更なる交通安全意識の向上に努めていきたい。

▽新型コロナウイルス感染症の対応について

2月28日の北海道の緊急事態宣言を受け、3月5日に町ウィルス感染症対策本部を立ち上げ、感染予防対策を確認した。防災無線等により注意喚起を行い、町主体の各種事業の中止や延期、各施設等に手指消毒用アルコールの配置を行っている。また、国や道からの休校要請を受け、本町の4つの小中学校を2月27日から3月24日まで臨時休校とした。今後随時情報収集と感染予防対策に努めていく。

# 臨時会

## 第1回

3月31日

### 【行政報告】

#### 町行政報告

▽へき地直営診療所運営費（特別調整交付金）の過少申請について

令和元年度の特別調整交付金の申請の際に過少申請が判明したため、令和元年度分の交付申請書を修正し前年度分においても過少申請分の8割相当額が申請できることから、平成30年度分についても修正を行った。しかし、平成28年度の9か月分、平成29年度の1年分及び平成30年度の2割分について過少申請となり、本来交付されるべき交付金の一部を受領できないこととなった。過少申請となった総額は5,188万5,000円だ

が、平成30年度分については過少申請額の8割相当額が追加交付となる見込みから、実質的な過少申請額は3,421万2,000円となる。この度の過少申請は、平成26年度から交付申請の留意事項が変更となったことに担当職員が気付かず事務を行ったことが原因である。ただ、本町としては平成28年度の診療所化に伴いこの交付金の対象となったことから、道の担当職員と綿密な打合せを行ってきており、道内でも対象となる全ての診療所において同様の事例が確認されていることから、関係町村と北海道とで協議の場が設けられ、再発防止策も明らかにされた。今後引き続き関係町村や北海道等と情報共有や連携を図りながらこの問題に取り組んでいく。

▽包括連携及び業務提携に関する協定の締結に

ついて

本町の地域活性化等を推進するため、㈱JFLAホールディングスとの包括連携に関する協定及びトフ・ヴェールの管理運営について、業績の向上に必要な業務を協力して推進するため、㈱フジタコーポレーションとの業務提携に関する協定を令和2年4月1日付でそれぞれ締結する予定。

#### 教育行政報告

▽職員懲戒処分について

教育委員会職員が管理していた2つの私的団体の通帳から現金を横領していた事実が判明した。当該職員が会計を担当していた親睦会の口座から平成30年5月以降数回にわたり、99万円を引き出し、同じくもう1団体の活動費2万1,000円余りを入金せず、借金返済等に流用していた。当該職員は停職6か月の懲戒処分、併せて

管理職3名にはそれぞれ

厳重注意及び注意処分を行った。当該職員は懲戒処分当日付けをもって退職している。なお、損害額は全額弁済しており、両団体から告訴の意向はない。今回の不祥事によって町民の皆様の信頼を失うこととなり、責任者として深くおわび申し上げる。今回の件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて取り組んでいく決意である。

### 【承認】

#### 専決処分

#### 一般会計

▽児童館や保育園等において新型コロナウイルス感染症防止策を早急に講じるため、民生費を増額。また、財政調整基金への積立金の増額も含め、合わせて209万3,000円を増額。

（主員賛成で承認議決）

### 【条例改正】

▽職員私的横領問題の管理監督責任として特別職の減給処分をするため、町特別職員の給与に関する条例及び町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正した。

（主員賛成で原案可決）

## 第2回

4月28日

### 【行政報告】

#### 町行政報告

▽寄附採納について

3月27日に寿都生コン㈱代表取締役社長の井町孝彦様、代表取締役副社長の小野寺均様から、まちづくり資金の一部に充てていただきたいと30万円の寄附をいただいた。ふるさと振興基金に積み立て、適正に管理運用していく。

▽関連法の一部改正に伴

い、監査委員より令和2年4月1日付けで町監査基準を定めた旨の通知があった。

### 【承認】

#### 専決処分

#### 一般会計

▽西熱郭地区の営農用水において、昨年11月頃から漏水を確認し、今年4月に入ってから更に漏水が増加し、給水量が不足する恐れがあることから、漏水箇所を特定するための費用として土地改良事業費に85万8,000円を増額。

（主員賛成で承認議決）

### 【補正予算】

#### 一般会計

▽町内の全世帯及び福祉施設等へのマスク配布、公共施設に配置する手指消毒用アルコール液の購入費用のほか、寄附金のふるさと振興基金に積み立て等合わせて、1,569万7,000円を増額。



（主員賛成で原案可決）  
**簡易水道特別会計**

▽浄水場において、沈殿水槽のフート弁のボルト及び流量調節器の金具の腐食により、ポンプの破損や流量が正確に調節できない状態となっているため、これらの取替え工事費用を増額し、入札結果等による減額と合わせ、6万8,000円を減額。（主員賛成で原案可決）

▽老人保健施設開設当初に設置した地下水くみ上げポンプ2機の老朽化による故障のため、取替え工事費用として、400万円を増額。（主員賛成で原案可決）

**予算審査特別委員会**

**質疑  
応答**

**地方創生事業費**

について

**問** 国の地方創生推進交付金を活用した事業が終了したため、地方創生事業費が廃目となったというところだが、今まで実施してきた「たべるくらしの学校」や、拠点施設の今後の活用について伺いたい。（田中委員）

**答 企画環境課長**

町民有志で組織している「たべるくらしの学校」について、町からの補助金という形での金銭

**予算審査特別委員会**

令和2年度各会計予算について、特別委員会を設置し、3月12日、13日の2日間に行なう審査を行います。その審査意見を基に、各会計予算を第1回定例会最終日に可決しました。

予算審査特別委員会では全委員から数多くの質疑応答がありました。議論された項目から一部を抜粋し、要約を掲載します。

**答 鎌田町長**

的支援はなくなるが、企画環境課が事務局として、今後もフォローを行っていく。また、拠点施設として使用していた元豆腐工場跡についても、令和2年度も引き続き黒松内つくし園より無償で町に貸していただけることとなっている。

**在宅高齢者福祉金について**

**問** 在宅高齢者福祉金の対象年齢を65歳から70歳に引き上げるとのこと

で、65歳になった方でも働いていたり様々な活動を行っている方も多いため、説明があつたが、実際には病気の方や働けないといった方も多いと思うが、70歳へ引き上げる理由は何か。（菅委員）

**3町連携会議（はしっこ同盟）について**

**問** はしっこ同盟について、

昨年は各町のイベントに参加するなど様々な活動を行っていたようですが、今後どのような計画があるのか。（田中委員）

**審査意見**

**答 企画環境課長**

令和2年度は、引き続き各町それぞれのイベント等で合同のブースを作り物販を行ったり、ふるさと納税の合同の返礼品

を用意するなどについて計画している。また、東京を会場に、ふるさと納税の感謝祭のようなものを開催できないか検討している。

**一般会計**

○たべるくらしの学校と活動拠点施設については、今後も町民を巻き込んだ取組を進めること。

○在宅高齢者福祉金については、低所得高齢者世代の生活を支えるため、対象年齢の引き上げの見直しの検討をすること。

○長万部・黒松内・豊浦3町連携会議（はしっこ同盟）については、更に3町の町民を巻き込んだ取組を進めること。

○ミニピジターセンターについては、利用促進を図るとともに、今度の施設利用の在り方を検討すること。

**各特別会計**

簡易水道特別会計  
 ○意見なし  
 公共下水道事業特別会計  
 ○意見なし  
 国民健康保険事業特別会計  
 ○意見なし  
 老人保健施設事業特別会計  
 ○意見なし  
 後期高齢者医療特別会計  
 ○意見なし  
 国民健康保険診療事業特別会計  
 ○意見なし

**議会活性化  
特別委員会**

令和2年第1回定例会において、田中議員より議会活性化特別委員会の設置に関する決議が提出され、全員賛成により原案可決されたことを受け、4月28日に第1回委員会が開催された。委員長に田中議員、副委員長に菅議員が選出され、閉会した。

# 一般質問

忠鉢廣喜議員

◆寺の沢管理用道路は、場所によっては路面が削れて通行しづらい箇所があるので道路を舗装してはごまか。

◇道路を舗装すると通行量が増え車のスピードも今より速くなる  
ことが考えられ、現在の幅員では車がすれ違えない状況のため、  
危険だと思っています。路面状況については、担当課で確認し  
ていますので、補修の必要があれば随時対応します。



**質問** 寺の沢川管理用道路のイベント広場近くの時雨橋から道道寿都黒松内線までの区間は、舗装はされていますが、歩行者や車両が通行し周辺住民の方を中心に利用されています。

忠鉢廣喜議員 7~8

- ◆寺の沢川管理用道路の舗装について
- ◆自動車のペダル踏み間違い急発進抑制装置に対する補助について

菅原正久議員 9

- ◆町営住宅入居の手続きに必要な保証人について

岩澤史朗議員 10~11

- ◆新型コロナウイルスに対する町及び教育委員会の対応について

答弁・鎌田町長

しかし、未舗装のため、場所によっては路面が削られていて通行しづらい箇所がありますので、利便性向上のため、道路を舗装してはと思います。町長の考えを伺います。



寺の沢川管理用道路については、延長230m、幅員3mの未舗装で町道認定はされていませんが、沿道住民の生活用道路として、また、周辺住民の商店などへの連絡道路として利用されています。

御質問の道路を舗装してはということですが、道路を舗装すると通行しやすくなり利便性は向上

しますが、通行量が増え車のスピードも今より速くなるのが考えられ、現在の幅員3mでは車がすれ違えませんが、非常に危険な状況になると思っています。

また、幅員が狭い状況で車の速度が上がると寺の沢川への転落事故も懸念されます。

したがって、舗装する場合は、そういった事故を防ぐための方策も併せて考えなければなりませんし拡幅するにしても用地の問題がありますので、現状では道路を舗装することは難しいと考えています。

議員御承知のとおり、毎年融雪後に路盤材を敷



寺の沢川管理用道路

き路面整正を行うことにより通行に支障のない状態にしていますので、今後もこの方法で道路を管理していきたいと考えています。

また、路面状況については、担当課で確認していますので、補修の必要があれば随時対応していきたいと思っています。



◆高齢ドライバー等のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が多発しているため、後付けできるペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入費に対して町で補助を行ってはどうか。

◇国の補正予算で同装置の導入に対する補助制度が盛り込まれ、自治体独自の補助金と併用できないという情報があることから、国の補助制度について積極的に周知していきたいと考えています。

【質問】高齢ドライバー

等の自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が多発しています。

このような状況から、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入費に対する補助を行う自治体も増えてきています。また、国の支援策もあるようです。

町内でも、危うく事故を起こしそうになったという話も聞きますので、是非補助制度を実施してほしいと思いますが、町長の考えを伺います。

【答弁】鎌田町長

今議員からお話のありましたペダル踏み間違い急発進抑制装置の装着は、現時点では、最も有効な事故防止対策であり、ドライバー自身と周囲の安全のためにも必要だと思っています。

国の支援策については、近年、安全運転をサポートする機能を備えた車の普及が進んでいます。

2017年時点では、新車の約8割が衝突被害防止ブレーキを、約7割がペダル踏み間違い急発

進抑制装置を搭載している、これらの装置を搭載した車を安全運転サポート車ということで、通称サポカーと呼ばれています。

今年1月に成立した国の補正予算に満65歳以上のドライバーを対象に、サポカー購入に対する補助と、後付けできるペダル踏み間違い急発進抑制装置の導入に対する補助の2種類の補助制度を創設して補助金を交付することが盛り込まれました。

内容は、サポカーの購

入補助については、新車購入時で最大10万円、中古車購入時で最大4万円が受けられます。

自家用車や事業用自動車にも対象となりますが、自家用車は1人につき1台となっています。

補助申請者は使用者になりまして、補助金も直接申請者に振り込まれます。

御質問のペダル踏み間違い急発進抑制装置については、装置を後付けする場合は、補助申請者は装置を販売、取り付けする販売店になり、購入者は補助金として最大4万円が差し引かれて装置を購入でき、改めて補助金を申請する必要はないそうです。

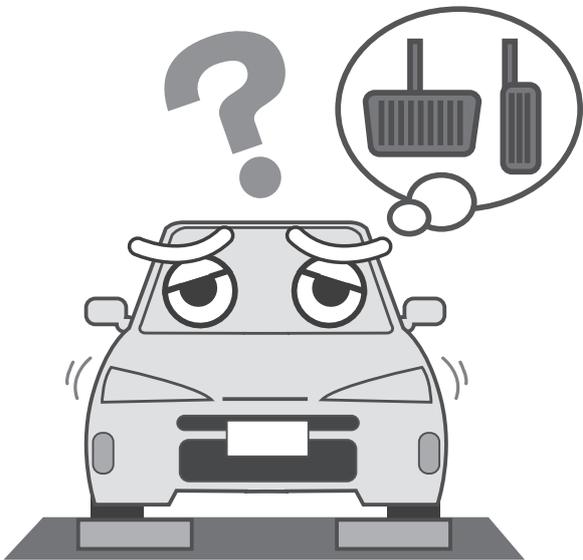
しかし、補助金を受ける場合の注意点としてQ&Aが出されていますが、後付け装置の購入補助については、ほかの補助金と併用できないことになっているとの記述があります。

これは、自治体が独自に補助制度を設けても

の補助金と一緒に受けられない仕組みではないかと今の情報では聞いています。

このようなことから、本町として独自の補助制度を設けるのではなく、装置の購入を考えている65歳以上の方に、国の補助の活用機会を逃がさないためにも、国の補助制度について積極的に周知していきたいと考えています。

なお、この補助制度は、3月6日に補助金の対象車種やグレードが決定され、9日から補助金の申請受付が開始されています。



菅原正久議員

◆現在、町営住宅への入居の手続きに、町民の保証人2名が必要だが、町外の保証人でも認めるなど保証人の要件を緩和できないか。

◇これまで、保証人は町内の方でお願いしてきましたが、4月1日以降の新たな契約や変更契約が必要な場合は、保証人は町外の方でも認める方向で考えています。



【質問】現在、町営住宅への入居の手続きに、町民の保証人2名が必要ですが、本町の事業所への就職などで町外から町営住宅に入居される方は、保証人を探すのに大変苦労されていると思います。どうしても保証人が見付けることができないければ、例えば町外に住む親族でも認めるなど保証人の要件を緩和できないか伺います。

また、入居者に家賃の滞納が続いた場合、いつの時点で保証人に連絡が入るのか、条例では3か月間未納した場合には

明け渡しの請求ができることになっていますが、これまでに明け渡し請求を行ったことがあるのか併せて伺います。

【答弁】鎌田町長

町営住宅の入居契約の際に必要な保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する方で町長が適当と認める方の連署が必要ということで、これは町営住宅管理条例に規定しています。

入居に当たって、保証人は本町に住んでいる方ということをお願いをしてきています。

保証人の要件緩和のお話ですが、全国的にも保証人の関係で入居できないという事例も見受けられてきていますので、本町としても保証人につい

町営住宅使用料の納付については、大多数の入居者が納入期限内に納付されています。

ただ、一部の方が家賃の滞納が続いている状況にあります。

家賃の滞納総額は平成30年度決算で約1,000万円という大きな金額になっていました。

町としても家賃の滞納を解消することは急務であると考えています。文書による督促や催告、電話呼び出し、個別訪問等により納付の指導を行っています。抜本的な滞納解消に繋がっていないという現状にありますので、今後は場合によっては強制力のある対応も取っていかねばならないのではと考えています。

保証人への連絡時期については、家賃を滞納されている方の個別の状況で違ってきます。家族構成や生活実態も違いますし、分納されている方もいますので、3か月以上滞納したからといって、

すぐに明け渡し請求を

行ったことはありません。できるだけ入居者の方に納付していただくということで努力をしていますが、理解が得られない場合、保証人に連絡し、保証人からも納付を働きかけていただいています。したがって、保証人に連絡する時期も異なっ

しまうことはありませんが、この度民法の改正があり保証人の極度額を家賃の1年分とすることで事務を進めていますので、今後はこの1年を1つの基準として保証人に連絡をするということ、時期の統一も検討していきたいと考えています。



町営住宅

◆新型コロナウイルスの感染が拡大する中、本町でもウイルス感染症対策本部が設置されたが、その協議内容について。

◇道の緊急事態宣言を受け、3月5日に同対策本部を立ち上げています。対策本部にはブナの森診療所からも出席をいただき、関係者が横断的に対応するための情報共有と感染予防対策等を確認しています。



**質問** 新型コロナウイルスに対する町及び教育委員会の対応について伺います。

1点目は、小中学校の休校中に北海道のほとんどの学校で分散登校をすすめていますが、本町は家庭訪問で代替することでした。家庭訪問も一つの方法ですが、これだけでは足りないと思いますので、分散登校も併せて検討できないかという点と、分散登校をお昼の時間に含ませて給食を提供している自治体もありますので、こういった対応ができないか。また、卒業式等への影

響、保育園と児童館の利用状況についてもお聞きします。

2点目は、本町は福祉施設が多いので、万が一感染者が出た場合、とても大変なことになると思っておりますが、本町でもウイルス感染症対策本部が設置されたこと聞きましたが、そこでの協議内容について伺います。

また、町からも新型コロナウイルスについて、回覧等でいろいろと町民へ情報提供されていますが、その中に風邪の症状や37・5度以上の熱が4日以上続く場合は俱知安保健所に連絡してくださいとありますが、これはそのとおりなのですが、できれば町や診療所に相談窓口を設けることはで

きないか伺います。

3点目は、災害用でマスクや消毒液を備蓄している自治体もあります。本町でもマスクや消毒液の備蓄があるのかと、ある場合、町内の福祉施設等に渡すことはできないかお聞きします。



答弁・内山教育長

本町の小中学校については、2月26日に道及び道教育委員会の要請で翌27日から3月4日まで臨時休校、2月28日には国からの要請で春休み前まで臨時休校することとしています。

御質問のありました分

散登校については、本町では行わず家庭訪問という形にしています。分散登校については、様々な制約がありまして、家庭や学校での検温、スクールバスもそうですが子供たちの間隔を2m程度とすること、マスクの着用やせきエチケットの徹底などが求められる中で検討した結果、より感染リスクの少ない家庭訪問で実施することになりました。

卒業式については、感染が広がっている中で苦渋の決断でしたが、卒業生と教職員のみで時間を短縮して行うこととしています。

答弁・教育次長

児童館につきましては、道の要請に基づくと2月27日からの部分は、3年生以下の児童を対象に開館しまして5日間の開館日で延べ8人の利用がありました。その後、3月5日からの国の要請に基づくと部分は、学年の制限をせず児童クラブに登録している児童に拡大し

本日までの5日間で28人の利用がありました。保育園については、2月27日から3月4日まで原則保育認定のみを対象とし延べ50人の利用と聞いています。翌5日からは原則保育認定のみとしつつも教育課程についても登園日指定をする形で対象児童を拡大し本日まで5日間延べ116人の利用があったとのこと。

答弁・鎌田町長

新型コロナウイルスは、昨年11月下旬に中国武漢市で最初の感染が確認され、その後、新型コロナウイルスによる肺炎がまん延し、3月10日現在では世界109カ国で11万人以上が感染し、日本でも1月15日に1例目が確認され、3月10日には514名となりチャーター便やクルーズ船を含めると1,000人を超えています。

道内でも感染者が増え続け2月28日に知事より新型コロナウイルス緊急事態宣言が発令されまし

たところです。

この緊急事態宣言を受け、町ウイルス感染症対策本部設置要綱を制定しまして3月5日に1回目の会議を開催し対策本部を立ち上げました。

対策本部にはブナの森診療所からも出席をいただき、関係者が横断的に対応するための情報共有と感染予防対策等を確認しています。

また、町で相談窓口を設けてはとのことですが、感染に関することは保健所の管理下に置かれますので、自治体で設置しても答えられることは限られ、結局は保健所に直接聞いていただくことになってしまつので設置については慎重に考えなければならぬと思っております。

答弁・保健福祉課長

現在、町で備蓄しているマスクは防災用と保健福祉センター分を合わせて1,900枚ほどあります。消毒液については、防災用が18ℓと保健福祉センター分が70ℓで合わ



入手が困難となっているマスクと消毒液

せて88歳です。  
福祉施設に備蓄状況を  
確認したところ、マスク  
は4月一杯やり繰りでき  
き、消毒液も手に入る状  
況と聞いています。

**再質問**

卒業式の関係  
ですが、これは一生に一  
度のことですから、本町  
は生徒数もそれほど多く  
ないですから、保護者に  
ついては出席できるように  
ならないか伺います。

それと、マスクの備蓄  
について聞きましたが、  
今後は災害用のほかに町  
民の感染予防用としても  
マスクを備蓄できないか

併せて伺います。

また、町内の商店等が  
どのような影響を受けて  
いるかについてもお聞き  
します。

**再答弁・内山教育長**

卒業式への保護者の出  
席については対応が分か  
れているという情報があ  
りますが、札幌市におい  
ても保護者の出席を行わ  
ないことになるなど、感  
染を防ぐため自粛の傾向  
になっていきます。

**再答弁・鎌田町長**

マスクの備蓄について  
は、町民に配布するまで  
の分は予算の関係からも

難しいですが、公共施設  
用など必要な分は年次計  
画で購入していきたいと  
思っています。

**答弁・企画環境課長**

町内の商店等は少なか  
らず全ての事業所で影響  
を受けていると聞いてい  
ます。  
特に宿泊業や飲食業が

影響を受けています。  
ほかにも宴会のキャンセ  
ルに伴って、お酒を扱っ  
ている酒屋や学校給食に  
食材を提供している商店  
も影響を受け、ブナの里  
振興公社でも通常営業は  
していますが大きく売り  
上げを落としています。

緊急質問

菅一議員

◆昨日、小樽市でも後志で初めて新型コロナウイルスの感染者が出たので、本町でも専門家からの助言を受けられる体制を取るべきではないか。

◇町としても、ブナの森診療所と協議をし、診療所の協力が得られるのであれば専門家から助言を受けられる体制を取りたいと考えています。



**質問**

昨日の報道で小樽市でも新型コロナウイルスの感染者が出ましたが、本町にも町ウイルス感染症対策本部が設置されており、その中に部会を置くことができるかと

**答弁・鎌田町長**

今お話のありましたとおり、昨日後志でも初めて感染者が出たということで、更に気を引き締めて対応していく必要があると思っております。

るので、早急に専門部会を立ち上げ専門家の助言を受けられる体制にするべきと考えていますが、町長の考えを伺います。

**町として**

町としても、ブナの森診療所とも協議をし、診療所の協力が得られるのであれば専門部会を立ち上げる方向で進めさせていだけ、専門家の方々に予防策や感染者が出た場合の対応など、いろいろと御助言いただけるような体制を取りたいと考えています。

**おことわり**

紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、ご了承願います。

議会は公開が原則です

- ☆ マナ・ヴェールに会議録の写しを置いてありますので御覧ください。
- ☆ 町ホームページでは、過去に開催された議会の動画や議会広報しゅぶと川のバックナンバーを御覧いただけます。
- ☆ 年に4回開催される定例町議会や、必要に応じて開催される臨時町議会は、どなたでも傍聴できます。開催日程については、町ホームページを御覧いただくか、議会事務局に直接お問い合わせください。

# 議会の動き

## 3月

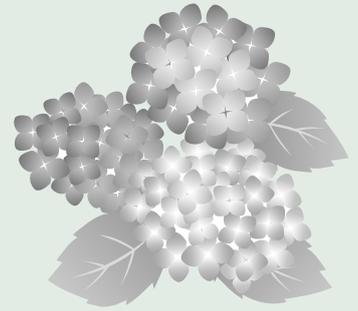
- 9日 第1回定例会（提案説明）開会
- 10日 休会
- 11日 第1回定例会（一般質問）
- 12日 予算審査特別委員会
- 13日 予算審査特別委員会  
第1回定例会（質疑・討論・採決）閉会
- 30日 白井川地区コミュニティセンター開所式
- 31日 第1回臨時会

## 4月

- 28日 第2回臨時会  
第1回議会活性化特別委員会

## 5月

- 11日 第3回臨時会



議 会

豆 知 識



## 緊急質問とは…

定例会が始まる前に、あらかじめ質問内容を議長に通告しなければならない「一般質問」と異なり災害等の発生により、緊急に対策を講じる必要があったとき、その他客観的にやむを得ないと認められたときに、事前に通告書を提出することなく議会の同意を得て行う質問のことをいう。

## 編集後記

議会広報210号をお届けいたします。

本号は、令和2年第1回定例会での議決内容や一般質問、予算審査特別委員会の審査結果、臨時会などの内容を掲載しています。

元号が平成から令和に変わり1年が過ぎました。昨年は夏から秋にかけて百年に一度と言われる大雨や台風により日本各地で甚大な被害が発生しました。改めて、災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福と、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

前号で、今年度は60年に一度の「庚の子年」（子年はラッキーな年）であることを書きましたが、新型コロナウイルスが全世界でまん延してしまいました。日本も例外ではなく、感染者が増加したことから、国の緊急事態宣言が発令されました。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、一人一人の自覚と協力が大事です。一刻も早いコロナ禍の終息を心から願います。

広報編集委員長 富田 重義  
副委員長 忠鉢 廣喜  
委員 田中 春治  
菅 中 儀弘

## お 願 い

- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報紙についての御意見等がございましたら議会事務局まで御連絡ください。



この広報は、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、Co2削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。

○ 発行 黒松内町議会  
○ 編集 広報編集委員会

〒048-0192  
北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1  
TEL 0136-72-3314 (直通)  
FAX 0136-72-3830  
MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp